| 資　料　提　供 | |
|---|---|
| 令和２年４月２４日 | |
| 担当課<br>（担当者） | 社会教育課<br>（戸板） |
| 電話 | 0857-26-7943 |

## 今だからこそ家庭で電子メディアとの付き合い方を考えよう！
## ～「電子メディアとの付き合い方学習ノート（シート）」バックナンバー公開中～

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言を受けた休校等により、子どもたちが家庭で過ごす時間が長くなり、家庭におけるテレビ・ゲーム・スマートフォン等の利用機会が増加していることと思います。

このような中だからこそ、電子メディアとの付き合い方について親子でじっくりと話し合い、電子メディア機器の使い方を振り返ったり、ルールを決めたりすることが大切になります。

鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会（事務局：社会教育課）では、子どもたちが主体的に電子メディア機器の使い方を振り返ったり、家庭で話し合ってルールを決めたりすることを目的に平成 29 年度から毎年度「電子メディアとの付き合い方 学習ノート（シート）」を作成しています。

令和２年度版については現在作成中ですが、このたび、バックナンバーを下記のとおり社会教育課ホームページに公開しましたので、ご家庭での話し合い・ルールづくりに是非ご活用いただきたいと思います。

記

**１　バックナンバーの概要**

※子どもたちが自分で考え、それについて家庭で話し合うことができる構成としています。また、家庭で話し合う際の参考とするため、保護者への啓発記事も掲載しています。

※なお、この学習ノートは電子メディア機器の利用や購入を推奨するものではなく、児童・生徒がインターネットの危険性について考えたり、家庭で考え、話し合ったりすることを目的としています。

| 名称 | 対象 | 令和元年度版 | 平成３０年度版 | 平成２９年度版 |
|---|---|---|---|---|
| 学習ノートＡ | 小学校１～３年生 | ・下校後の生活習慣の見直し<br>・著作権について | ・動画視聴による生活習慣の乱れ<br>・言葉の行き違い | ・規則正しい生活について考える<br>・知らない人からの電話への対応 |
| 学習ノートＢ | 小学校４～６年生 | ・電子メディア機器の使い方チェック<br>・動画投稿サイト利用<br>・うその書き込みによるトラブル | ・動画視聴による生活習慣の乱れ<br>・ネット詐欺<br>・ネット上への悪口の書き込み | ・ゲームに夢中になると・・・<br>・ＳＮＳでのやりとりによる誤解<br>・個人情報は大切に |
| 学習シートＣ | 中学生、高校生 | ・個人情報の流出<br>・なりすましによるトラブル事例 | ・ネットで知り合った人からの誘い<br>・ながらスマホのトラブル事例 | ・インターネット依存<br>・個人情報の保護 |

**２　公開期間・利用方法**

４月２４日から当面の間、社会教育課ＨＰに掲載しています。

電子メディアとの付き合い方について親子でじっくりと話し合い、電子メディア機器の使い方を振り返ったり、ルールを決めたりする際に必要な箇所を印刷する等してご活用ください。

ＵＲＬ：https://www.pref.tottori.lg.jp/285668.htm

※児童・生徒、保護者の皆さんに特に気をつけて欲しいポイントを示した「今、電子メディアとの付き合い方で特に気をつけて欲しいこと」（別紙参照）もあわせて掲載しています。

＜参考＞

**○鳥取県の児童・生徒のインターネット利用状況**
**（令和元年度インターネットの利用に関するアンケート結果（令和２年３月公開）より）**

**① インターネット利用・電子メディア機器利用状況**

・インターネット利用率は、全国平均より低い傾向だが、H27 調査より小６で 7.2 ポイント、中２で 3.1 ポイント増加。

・H27 調査と比べ、スマートフォンの利用は高２では差がみられないが、小６で 9.1 ポイント、中２で 24.3 ポイント増となり、タブレットの利用は小６で 10.8 ポイント、中２で 15.5 ポイント、高２で 19.2 ポイント増となった。また、小６で約７割がスマートフォンを、約８割がゲーム機を利用するなど、電子メディア機器の利用が児童・生徒に浸透。

＜インターネット利用率＞

| | Ｒ１鳥取県 | H30 全国 | H27 鳥取県 |
|---|---|---|---|
| 小６ | ８８．１％ | ８５．６％ | ８０．９％ |
| 中２ | ８９．３％ | ９５．１％ | ８６．２％ |
| 高２ | ９５．４％ | ９９．０％ | ９６．２％ |

＜電子メディア機器利用状況＞

| | スマートフォン | パソコン | タブレット | ゲーム機 |
|---|---|---|---|---|
| 小６ | ６９．０％ | ３９．４％ | ５３．４％ | ７９．２％ |
| 中２ | ６７．３％ | ４４．５％ | ５４．８％ | ６９．０％ |
| 高２ | ９４．８％ | ５０．２％ | ４３．１％ | ５６．７％ |

**② インターネットの利用時間**

・インターネットを利用している児童生徒のうち、平日の利用時間が２時間以上の割合は、小６で 30.7%、中２で 38.6%　高２で 62.3%であり、全国平均と比べ低い。（全国　小４～６：39.4%、中１～３：61.0%、高１～３：82.6%）

・全回答者のうち、平日２時間以上インターネットを利用する割合は小６で 27.1%、中２で 34.4%、高２で 59.5%。高２の 23.2%は１日４時間以上利用。

**③ 依存傾向**

・病的な使用（依存傾向）の疑われる割合は、全国平均（中：12.4%、高：16.0%）よりかなり低いが、小６で 4.3%、中２で 5.9%、高２で 10.5%存在。

**④ インターネット利用によるトラブル等**

・トラブル経験は「特になし」が大半であり H27 調査より増加しているが、小６は「人間関係のトラブル」が増加（1.5%→2.7%）、高２は「使いすぎによる睡眠不足」が増加（11.9%→15.0%）しているほか悪口等を書かれたケースも増加。

・トラブルがあった際に、家族・学校等に相談した割合は上昇したが、「何もしなかった」と回答した児童・生徒も３～４割存在。警察・相談窓口への相談はほとんどしていない。

**○鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会とは**

青少年の電子メディア機器とのより良い関わり方に関する教育啓発の推進を図ることを目的として、官民連携して協議し、様々な啓発活動を企画・実施している。

**＜構成団体（19 団体）＞**

新日本海新聞社、株式会社山陰中央新報鳥取総局、NHK 鳥取放送局、日本海テレビジョン放送株式会社、山陰中央テレビジョン放送株式会社、株式会社エフエム山陰、鳥取県医師会、NPO 法人こども未来ネットワーク、鳥取県ＰＴＡ協議会、鳥取県高等学校ＰＴＡ連合会、鳥取県私立中学高等学校ＰＴＡ連合会、青少年育成鳥取県民会議、鳥取県地域プロバイダー協会、鳥取県民チャンネルコンテンツ協議会、鳥取大学、公立鳥取環境大学、株式会社ドコモ CS 中国鳥取支店、総務省中国総合通信局、鳥取県教育委員会

# 今、電子メディアとの付き合い方で特に気をつけて欲しいこと

鳥取県教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言を受けた休校等により、子どもたちが家庭で過ごす時間が長くなり、家庭におけるテレビ・ゲーム・スマートフォン等の利用機会が増加していることと思います。そのような中で、生活習慣が乱れたり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりしないよう、特に以下のことに気をつけましょう。

## 児童・生徒のみなさんへ

- 臨時休校中に電子メディア機器（※）を使いすぎて生活リズムが乱れないよう、勉強・運動・お手伝い・読書など、学校の時間割のように１日の計画を立て、時間を有効に使うよう心がけましょう。
- 新型コロナウイルス感染症について、インターネット上で「感染防止に〇〇が効果がある」「△△が売り切れる」「ウイルスに感染した人が、××の店に行ったらしい」等、事実ではない、不確かな情報が広がっています。正しい情報は国や県など公的機関や報道機関で確認し、冷静に行動してください。また、このような不確かな情報を拡散することは多くの人に迷惑をかけるので、絶対にやめましょう。
- 次のようなトラブルや犯罪被害に巻き込まれないよう、十分に気をつけましょう。

| |
|---|
| 家庭で過ごしている様子を何度もＳＮＳ等に投稿したり、不正アプリを利用したりしてしまったことで、知られたくない個人情報が流出してしまう |
| 知らない人から連絡が来るようになったり、言葉巧みに誘われ、誘拐されたりする |
| オンラインゲームやゲームアプリ等で高額な課金をしてしまう |
| 不確かな情報の拡散や不適切な投稿をしたことにより、炎上してしまう |
| フリーマーケットやオークションなどを個人間で直接の取引を行うことにより、商品が届かない、偽物が届くといった被害にあう |
| マンガなどを撮影して投稿したことにより、著作権侵害で訴えられる |

- 新型コロナウィルスの感染が拡大している中で、感染した人、感染した人の家族や長時間一緒に過ごした人、また、その治療に関わる人が傷つくような冗談や悪口・いじめ・ＳＮＳでの誹謗中傷を絶対にしてはいけません。

（※）テレビ、スマートフォン、パソコン、タブレット、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機等

## 保護者の皆様へ

- 子どもたちが、犯罪被害に巻き込まれたり、生活習慣が乱れたりしないように、各家庭において親子で話し合いをして、電子メディア機器利用のルール作りを行ってみましょう。また、すでにルール作りができている家庭では、臨時休校中の特別ルールを話し合って決めるのもよいでしょう。

※ 鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会（事務局：鳥取県教育委員会社会教育課）で作成した「電子メディアとの付き合い方 学習ノート（シート）」のバックナンバー（平成 29 年度から令和元年度まで）を社会教育課ホームページ https://www.pref.tottori.lg.jp/285668.htm に公開しましたので、ご家庭での話し合い・ルールづくりに是非ご活用ください。

## 【困ったときの相談窓口】

もしものときや、困ったときには、一人で悩まず、相談しましょう。親身になって話を聞いてくれます。

| | |
|---|---|
| インターネットを利用した犯罪にあったら | 鳥取県警察本部【警察相談専用電話】#9110 （通常の通話料がかかります。IP 電話不可）<br>0857-27-9110<br>【サイバー犯罪対策室】0857-23-0110（代表）<br>【電子メール】k_haiteku@pref.tottori.lg.jp |
| 架空請求に悩んだり、請求の内容に疑問を感じたら | 消費者ホットライン　188（いやや）（局番なし） |
| | 鳥取県消費生活センター【東部消費生活相談室】0857-26-7605 （県庁第２庁舎２階）<br>【中部消費生活相談室】0858-22-3000 （倉吉交流プラザ２階）<br>【西部消費生活相談室】0859-34-2648 （米子コンベンションセンター4階） |
| ネットいじめに悩んだら | 相談電話・メール【子どもの相談ダイヤル】0120-0-78310 （なやみいおう）（無料・毎日 24 時間）<br>【いじめ相談メール】ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp<br>【いじめ 110 番】0857-28-8718（毎日 24 時間）<br>【子どもの人権 110 番】0120-007-110 （平日のみ 8 時 30 分～17 時 15 分）<br>（無料・IP 電話不可） |